

令和 5 年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 1 2 月 1 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 5 年 1 2 月 6 日 (水) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 5 年 1 2 月 6 日 (水) 1 1 時 2 1 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢</p> <p>1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 補 佐 福 島 秀 子</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁</p>

会 議 録

令和5年第4回定例会

[一般質問]

(2日目)

令和5年12月6日(水)

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「一般質問」を行います。</p> <p>質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。</p> <p>13番 寺原裕明議員</p>
寺原議員	<p>おはようございます。</p> <p>通告に従いまして、質問いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>1か月前の西日本新聞に、滋賀県東近江市の小椋正清市長がフリースクールを否定するような発言をして、議論を呼んでいるとの記事が出ておりました。発言の内容は、「文部科学省がフリースクールを認めてしまったことに愕然としている。フリースクールの存在をよっぽど慎重に考えないと、公立学校の存在を否定することにつながる。また、不登校は子どものわがままであり、親の責任だ。」などというものです。</p> <p>私個人の考えとしては、今現在、自分の校区の学校に行くことができない子どもたちの義務教育を受ける権利を保障するために、選択肢の一つとしてフリースクールは必要であると考えます。一方で、学校側が、学校に来られないならこのフリースクールに行ったらどうですか、あのフリースクールもありますよと言うのは何か違うのではないかと考えています。教員として、学校として、フリースクールを紹介することのほかに何かすることはしないのかと思うのです。</p> <p>不登校の問題について、朝日新聞で別の記事が出ておりました。この記事を読んだときに、ああそうだなというふうに思ったのですが、その記事の一部分を引用いたします。</p> <p>「生きづらさという言葉を目にすることが増えました。」教育社会学者の桜井智恵子さんは、この言葉によって問題の個人化が起きていると警鐘を鳴らします。不登校の生きづらさには居場所をつくとされ、フリースクールなどを用意することで完結してしまっている。学校を何とかしようではないのです。個別救済は必要ですが、生きづらいという訴えに触れた人は、生きづらくしているものは何かを同時に考えなければいけない。」というものでした。</p> <p>つまり、フリースクールは必要とされながら、一方で、不登校の子どもたちも安心して通えるような学校の在り方が問われるべきだということです。教員が忙しくて余裕がないと感じている学校は、不登校の子どもたちが安心して通える学校とは言えないのではないかと思います。子どもたちの不登校問題と教職員の働き方の問題は、大本の部分でつながっていると私は考えています。教育委員会や学校、教育関係者が本気で働き方改革に取り組むことで、働きやすい職場になっていくこと、不登校の児童生徒の解消につながることを願って、今回の一般質問では、教職員の働き方改革と不登校問題を取り上げております。</p> <p>そこで、まず教職員の働き方改革についての質問であります。</p> <p>働き方改革の取り組みが始まってほぼ5年になろうかと思いますが、具体的なイメージとして、教職員がどのような働き方になれば働き方改革が達成されたと思われませんか。教育委員会の見解をお尋ねします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。

	<p>学校における働き方改革の目指すべき方向性、基本的な考え方につきましては、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務を是正することで、教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対してよりよい教育を行うことができるようにすることであると捉えております。長時間勤務を是正し、子育て、介護の時間や自己啓発等の個人の時間を持つとといった時間的な充実はもちろん、教師としての成長を実感し、仕事にやりがいや充実感を持つことができる心理的な充実の両面が実現し、教師としての誇りと幸せを味わうことができることが、働き方改革が実現した姿だというふうに考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>ただいまの回答で、非常に全体的な方向から働き方改革を考えていただいているということで、よかったなと思っています。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスでありますとか、あるいはやりがい、これだけ非常にブラック企業と言われるぐらいの忙しさの中で、やりがいを感じている先生というのは非常に割合が高いのです。これはもうほかの仕事にはないぐらいの高さではないかというふうに思っています。そういう教師たちのやりがいの気持ちを損なわないというか、それをぜひ大事にして、取り組みを今後進めていただきたいというふうに思います。</p> <p>それで、これまでの働き方改革の取り組みの中で、校長会での論議とか、あるいは各学校からの意見、要望を収集するといったような取り組みがされたのかどうか、いかがでしょうか、お尋ねします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>働き方改革につきましては、平成31年度に働き方改革の指針を作成するにあたって、校長会で意見、要望を聞くとともに、教育委員会に諮りながら進めたところでございます。その後も、校長会などの意見を踏まえ、学校閉庁日の拡大、ICTの活用による授業準備等の効率化、専門スタッフ等の追加を行ったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>教職員の働き方改革ですので、ぜひとも今後とも現場の声も取り上げながら、取り組みを進めていただきたいというふうに思います。</p> <p>次に、教職員の定数配置の状況と対策についてですけれども、各小中学校における欠員の状況とその対応はどのように今なっているのか、これについてお尋ねします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>本年度の本町の教職員の配置状況につきましては、初任者研修にかかる7時間の非常勤講師1名が未配置ですが、その他は、常勤講師を配置すべきところを非常勤で補いながらも、7月末までに定数分の教員が確保できておりました。しかしながら、12月1日現在では、病気休暇の代替が配置できていない学校があります。</p> <p>対応といたしましては、県教育委員会に登録している適当な人材がいないことから、人脈を駆使して探しておりますけれども、それまでの間、学級担任の業務を他の教員が行ったり、授業を複数の教員で教科を分担して行ったりするなどの工夫をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	寺原議員
寺原議員	<p>予想はしておりましたが、やっぱり現場は厳しい状況だなというのを改めて思います。</p> <p>私も先生方と学校の現状について話をする機会がありまして、そこでもいろんな意見や要望が出されておりましたけれども、一番要望が多いのは、やっぱり定数を増やしてほしいということでした。ただ、なかなか補充ができないような現状があると思いますけども、やはり人が足りない。例えば、日常の教育活動において、授業に使う資料やプリントの準備、授業後の評価等々、しなくてはならないことが本当に多くある。また、自分の体の具合が悪くときや家族の世話などで休みを取らなければならないときがあるが、補欠に入ってもらうのが難しいことは分かっているので、休みを取りづらいつつ。とにかく、いろんな場面で先生が足りないと感じることが多いので、何とか定数を補充してもらいたいという切実な訴えがっております。</p> <p>教育委員会として、働き方改革を進めていく上で、今後どのような定数が必要と考えておられるのか、また実現のための方策をどのように考えておられるのか、お尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>教職員定数の改善といたしましては、国の令和6年度概算要求にも盛り込まれている小学校高学年の教科担任制のための定数改善、これは働き方改革の上でも大変効果があると考えておρισまして、その実現のために申請を行っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>本当に厳しい状況の中だというのは重々分かるのですが、今、お話がありました教科担任制、これももちろんあると思いますし、例えば大きな学校、三輪小学校のようなクラスが多いところになりますと、学年に1人、いろんな学年の仕事をする、担任でないそういう人がほしいとか、あるいは中規模の学校であれば、5・6年生に1人とか、何かそういう定数を、これも私たちが現役のときから言っていたのですが、やっぱり定数がどうしても足りないというのがありますので、ぜひそのことも含めて、今後、検討をしていただければというふうに思います。</p> <p>定数改善や中学校の少人数学級実現については、毎年、教職員組合から請願書が出されて、文教厚生委員会、議会の全会一致を経て、国に意見書が提出されております。しかし、なかなか教育予算増とはなっていない現状があります。教育委員会として、何らかの形で定数要求をされておられるのか、その動きについてお尋ねをいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>定数要求につきましては、定数に不足が生じないよう、随時要望しているところでございます。また、毎年、各教育委員会が連携し、県に加配等の要求を行っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今の回答で、教育委員会もアクションをしておられるということは分かりました。これは、何せ国が動いてもらえないことにはなかなか解決できない問題だと思います。これに向けても、ぜひ今後とも、私ども議会もそうですけども、一緒に何らかの形で取り組んでいきたいというふうには思っているところです。</p>

	<p>今、申しましたように、働き方改革の取り組みの一番のポイントは、やはり何といっても定数を増やすことであろうと思っています。今後とも教育委員会や学校、教育関係者が一体となった取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次に、時間外勤務の状況と課題についての質問ですけれども、現在、本町の小中学校における時間外勤務の状況をどのように把握しておられるか、お尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>勤務時間以外の在校時間につきましては、1か月45時間、1年間360時間を上限と定めておりますが、勤務時間の中でできなかった成績処理や教材研究、家庭への連絡等でそれを超える教職員も一定数いる状況でございます。</p> <p>教育委員会といたしましては、今年度、これまでの取り組みに加え、学校閉庁日の拡大、部活動の活動時間の縮減、学習支援員の増員等を行っているところでございます。</p> <p>今後とも教師が担うべき業務に専念できるための人的な支援、授業時数や学校行事の在り方の見直し、ICTの活用による校務の効率化等を推進してまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>ただいまの回答は、もう時間外勤務を少なくするための具体的な方策も含むというふうなことで理解していいですね。ありがとうございます。ぜひ、また今後ともよろしくお願ひします。</p> <p>教育現場の教職員たちは、毎日の教育活動をほぼ分刻みでこなしています。勤務時間を過ぎて残業をし、あるいは仕事を家に持ち帰るなど、超過勤務が常態化しているのが現状です。残業代がないわけではありませんが、教育調整額の名目で、一律、給与の4%が支給されておりまして、到底、超過勤務の実態に見合うものとはなっており、定額働かせ放題との表現があるくらいです。</p> <p>また、本年度の福岡県教員採用試験の競争率は、小学校が約1.4倍、中学校が約2.1倍であり、教員の成り手不足は改善されておりません。学校における働き方改革がなかなか前に進んでいないことから、学生たちの中で、教職の人氣が低迷しているのだと思います。教育委員会の指導の下、各学校の校長や教職員と連携した取り組みをしていただく以外、働き方改革は進まないと思いますので、よろしくお願ひをいたします。</p> <p>④の筑前町主催の研修の現状と今後の方向性については、今回、割愛をさせていただき、次回以降に回したいと思います。</p> <p>5番目の教員免許更新制廃止に伴う研修記録の取り扱いについてです。</p> <p>教員免許更新制は平成21年4月1日から導入され、令和4年7月1日に廃止されました。私は、たまたま私の年齢からはこの更新制にかからなくて、講習を受けなくてよかったのですが、私自身は初めからこの制度は必要なかったというふうに思っています。免許を更新するための講習に金と時間を使わせながら、この講習によって教員の質が向上したとは思えません。また、退職を控えた先生たちが、今さら免許更新をさせられるくらいならもうしなくていいと辞めていった事例が幾つもありました。この制度による退職者の増加がなければ、今のような深刻な教員不足の事態は幾分でも緩和されていたというふうに思っています。</p> <p>このように教員免許更新制は廃止されましたが、これに代わるものとして、今年の4月1日から、研修記録の作成が義務づけられているようです。私は中身についてよく分かりませんので、この研修記録作成とはどんなものか、またその狙いは何か、お尋ねをします。</p>

議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>研修記録につきましては、教師が研修履歴を記録し、それを活用して、自己の資質を高めるためにどのような研修が必要であるかを、管理職との対話を通じながら教師自らが選択し、受講する仕組みが、令和5年4月1日から施行されております。</p> <p>この目的は、教師が自らの学びを振り返るとともに、教師一人ひとりが自らの資質を向上させ、能力を開発するために必要な研修を希望して受講することができるようにすることです。このような新しい研修の仕組みによって、研修を強制されたり、研修履歴を記録すること自体が目的化したりすることのないように留意することは必要であるというふうに考えているところでございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>この研修記録の導入が研修の強制につながることはないかというふうなお尋ねを次にするつもりでしたけど、今の回答で、そういうものではないというふうな理解でよろしいですかね。</p> <p>私は、研修そのものを否定するものではありません。ただし、研修を受けるにあたっては、原則として本人の希望が優先されるべきだというふうに思っています。また、人が足りていない今の学校の状況で、研修のためにクラスを不在にするというのは、学校運営上どうかというようにも思います。その点、各学校で配慮されるよう、教育委員会からのご指導をお願いしたいと思います。</p> <p>次、大きな項目として2番目の不登校児童生徒の現状と課題についての質問に移ります。</p> <p>まず、筑前町の各小中学校における不登校児童生徒の人数はどれぐらいでしょうか。また、近年の増減はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>不登校につきましては、平成30年に比べ、小学校で約2倍、中学校で約3倍ほどに増加しております。対応につきましては、親子の関わりなどの家庭に係る状況や、生活リズムの乱れなどの本人に係る状況が多い傾向でございます。</p> <p>具体の数につきましては、統計法上、回答は控えさせていただきます。以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>やはり増えているということですね。</p> <p>それで、一部の子どもたちはフリースクールに行ったりとか、何らかの支援がなされているというふうなことがありますけども、大部分の子どもたちは自宅に籠もっているというか、そういう状況がありますので、筑前町として、県の事業を使いながら、アウトリーチスクールソーシャルワーカーの取り組みをされております。今が2年目というふうにお聞きしていますけども、このアウトリーチスクールソーシャルワーカーの取り組みの現状と課題についてお尋ねをします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>児童生徒が不登校になった場合でも、学びたいと思った際に多様な学びにつながるような、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受皿を整備することが重要だというふうに考えております。その受皿といたしましては、学校に行けない児童生徒には、町の教育支援センターやフリースクール、放課後デイサービス等がございます。また、学校に行けるが自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に落ち着いた空間の中で自分のスペースで学習、生活できる環境があれば、</p>

	<p>学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、学習や進学への意欲を回復しやすい効果が期待をされるところでございます。</p> <p>教育委員会といたしましては、町の教育支援センターへの入居者が増加しており、どの学びの場ともつながっていない児童生徒に対しては、アウトリーチソーシャルワーカーが対応して高校進学がかなった生徒もいることから、今後とも多様な不登校児童生徒に対応できる人的、物的な環境を整備してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>自宅に籠もっている子どもたちに対して積極的に働きかけをしていくというような取り組みで、非常にこれはいい取り組みだろうと私は思っています。ただ、問題が問題なだけに、簡単に結果が出る、すぐに結果が出るというものではありません。時間をかけて取り組まなくてはいけないことだろうと思っています。今が2年目ということで、もう一年残っていますけども、ぜひ何らかの成果を踏まえて、それ以降は町でぜひ取り組みを続けていただければなというふうに思っているところです。それは後でまたお願いするようなこともあると思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>昨年の3月議会において、フリースクールに通う児童生徒への補助をお願いしておりました。すると、本年の4月からですか、月額5,000円の予算をつけていただいております。これは、ただお金の問題じゃなくて、教育委員会から一定の理解を得たということで、本人にとっても保護者にとってもありがたいことだなというふうに思っています。御礼を申し上げます。</p> <p>それで、現在の補助は、朝倉市にあります「フリースペースよつば」に対してのものでありまして、私は現状がよく分からないのですけれども、ほかのフリースクールに通っている子どもたちもいるのではないかと思いますし、今後、今フリースクールがあちこちできておりますので、近隣のフリースクールに通うような子どもたちが出てくることも予想されます。どこもここもというふうにはならないでしょうけども、教育委員会が承認されたフリースクールには、「フリースペースよつば」同様の補助をお願いしたいと思うのですが、教育委員会の見解はいかがでしょうか。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在、フリースクールは、「よつば」ともう1件ございます。そちらのほうにも補助を出しているところでございます。</p> <p>それから、フリースクール等の学校外の施設においては、社会的自立に向け懸命に努力をしている不登校児童生徒を学校として評価し、支援するため、一定の要件を満たせば出席扱いにすることができることとしており、校長と教育委員会が当該施設を見学し、適切だと判断した場合には補助の対象になってまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>一定の要件を満たせば出席と認められるような、そういう施設、取り組みであれば認めていくというふうなことです。ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>最後の質問ですけども、小中学校における学年初めの始業式についてのお尋ねです。</p> <p>学年初めの始業式は、先生と児童生徒が初めて出合いをする日です。子どもたち</p>

	<p>は、大きな期待と幾ばくかの不安を抱きながらこの日を迎えると思いますが、それは単に児童生徒の側ばかりではなく、教員も同じような心持ちでありましょうし、児童生徒の育成に携わる教育者として、ある意味、子どもたち以上の不安を抱えながら始業式の日を迎えている先生方も多いと思います。ましてや、初任者として初めて教員としての仕事に就く先生や、人事異動で別の学校から赴任してきた先生たちは、より大きな不安を抱えながら学年初めの時期を迎えていると思います。これらの不安を少しでもなくして始業式に臨むことができるようにするには、子どもたちを安心して迎えることができる準備が必要であり、準備のための時間が保障されなければなりません。</p> <p>ここに、地元、朝倉地区の先生方による学年初めの始業式に関するアンケート結果があります。このアンケート結果は、教育委員会へも届けられていると聞いております。これを読まれてどのように思われたか、まずお尋ねをいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>アンケートの記述から、始業式までの準備のための時間が少なかったとの回答をされた先生方の意見を受け止め、今後、各学校の年度末、年度初めの会議や研修の計画と実際に校長から聞き取り、必要な内容と時間を協議したいというふうに考えているところでいます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>私のほうから、アンケート結果について、今後の方向性を検討する上で傾聴すべき先生方の声を幾つか取り上げてみます。</p> <p>「話し合いや提案の準備等でほぼ学級の仕事ができず、始業式前日は遅くまで残って仕事をしました。学級事務の日があと1日あればと思いました。」小学校の先生ですね。「始業式までの準備日数3日間の中で、職員会議、校務分掌の打ち合せ等があり、担任する学級の準備ができる時間が少なかったです。担任としての準備や心構えも十分にできないまま始業式を迎えてしまいました。」小学校。「今年度は、初任者の先生もいて、進度を合わせながら仕事をしましたが、時間が足りず、例年よりも準備ができませんでした。その後も、作業が遅れ、他の業務に影響しました。」小学校。「新学期の準備プラス職員会議があるので、4月当初の時間が本当に足りてないです。準備不足のまま子どもたちの前に堂々と立つことができず、子どもたちに対して申し訳ない気持ちになります。自分自身の精神的負担も大きくなって、スタートしてすぐに悪循環になっている気がします。ぜひ1日でも延ばしていただくとありがたいです。」小学校ですね。中学校。「異動があったときには、特に新しい学校の流れが分からず、効率よく仕事ができない部分もたくさんあるので、始業式まで一定の時間が確保されるようにしてほしいです。」等々の意見、要望がっております。</p> <p>年度初めには、校長、教頭、教務主任等の管理職と学年代表による運営委員会が持たれて、担任や校務分掌について話し合い、決定していきます。運営委員会で練られた案を全職員で確認、共有することなしには、始業式に向けた準備を前に進めることができません。仮に準備期間3日間のうち職員会議や校務分掌等の打ち合せが2日かかれば、残る1日で何もかもやらなくてはなりません。当然に全部の準備が終わるわけではなく、とにかく最低限できるところまでやって、あとは始業式を終えて残った仕事をするようになります。始業式までの準備期間が足りないというのは、私が現役の教員だった頃から言われていたことではありました。問題視されながら、なぜ今日まで事態が変わらなかったのかが、まさに教員の多忙化を象徴しているの</p>

	<p>だと思えます。</p> <p>始業式が終わってしまえば、その後、入学式もありますけども、すぐに息つく暇もない毎日の授業や学校行事の連続で、始業式までの準備期間が短くて大変だったということを思い返す余裕ありません。今現在の忙しさ、余裕のなさが1年中続いていきます。これに加えて、忙しいけど毎年こんなもんだからというような意識もあるのですね。問題は、そういう意識があって、来年度、再来年度に持ち越され続けて今に至ったということであろうと思えます。その意味で、私は今回の始業式に関してのアンケート調査が行われたこと自体、評価されるべきであると思っております。</p> <p>現行の筑前町立小中学校管理規則では、年度初めの休業日は4月1日から4日までとし、この期間内において、勤務日が3日未満の場合は、——2日までということですね——、2日であれば休業日を4月5日までとするとなっております。つまり、この間に勤務日を3日取るということですね。本年度がこの事例にあたり、1日、2日が土曜、日曜でしたので、3日、4日、5日の3日間を勤務日として、6日が始業式でした。始業式自体は通常の5日より1日遅れになったものの、教職員の勤務日は3日間であったということです。そして、先ほど来、述べておりますアンケート結果から、準備期間は3日では足りないということでもあります。</p> <p>そこで、始業式を迎えるまでの年度初めの小中学校における教育活動の現状を踏まえ、教職員が新学年を迎える準備期間を確保するために、年度初めの4月1日から始業式までの休業日を、勤務日が4日間となるよう、筑前町立小中学校管理規則の変更を提起したいと思います。教育委員会の見解をお尋ねいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>小中学校の始業式につきましては、町の学校管理規則で、4月の始業式までに少なくとも3日間は新年度の準備ができるようにしているところでございます。本年度は、1日と2日が週休日であったため、最短の3日間でしたが、令和6年度と令和7年度は、始業式までに4日間が確保できる状況でございます。</p> <p>昨年度から、人事異動の内示が3週間ほど早まり、3月に校内の組織体制づくりの時間が取れることから、今後、始業式までに必要な業務等その時間を精査し、学年初めの休業日を拡大することが必要か否か、また児童生徒にとって春休みが長期化することの影響等を検討し、必要だと判断した場合は、令和8年度に間に合うよう、学校管理規則の改正を考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今、回答がありましたように、令和6年度、7年度については、4日間、勤務日が入るということであろうと思えます。ただ、今から先のことももちろんありますし、一つの教育委員会としての考えを示していただく上でも、できるだけ早い時期にこの管理規則の変更をお願いできればと思うところであります。</p> <p>このことについて、教育長からも一言お考えをお願いします。</p>
議 長	宮崎教育長
教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>ご質問いただきました働き方改革についてでございますけども、学校が働きやすさと働きがいとを両立できる職場であることが重要だと考えております。</p> <p>働きやすさとは、課長も答弁いたしましたけども、時間的なゆとりと心理的な安心感、これが確保されて、学校や先生方が本来担うべき業務に専念できること。そして働きがいとは、先生方が新しい知識とか技能を学び続けて、目の前の子どもたち</p>

	<p>の成長を直接感じることができたり、保護者の信頼を得ることができたりすることで、教師として、人間としての成長を実感できることだと考えているところです。</p> <p>そして、学校の働き方改革は、先生の幸せのためだけではなく、先生が子どもと向き合って、子どもに対して質の高い教育ができること、つまり子どものための取り組みであるということを私たちは忘れてはならないと考えております。</p> <p>最後にご質問いただきました始業式までの準備の時間、これが十分あるということは、先生方の多忙感を解消して、心のゆとりそれから新しい学期へのモチベーションを高める上では大変重要なことだと考えておりますけれども、一方では春休みが長期化することで子どもたちへの影響を懸念しているところでございます。長期休業明けには、若い子どもたちの自殺が増加する傾向がございます。特に中学校へ入学する1年生は、小学校を卒業してから3週間以上休むこととなります。中学校という新しい環境への変化を迎える子どもたちへの不安はないのかどうか、そういった対策についても、今考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>今、教育長の考えも聞かせていただきました。</p> <p>いろんな方面から考えていけないといけないというふうなことであろうとは思いますが。ただ、ある意味、働き方改革の一つとして、非常に具体的な取り組みになると思います。また、教育委員会の判断があれば取り組める問題であるというふうにも思いますので、ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。</p> <p>ちょうど今日の西日本新聞に経済開発協力機構、OECDとよく言われますが、これの学力検査の結果の発表がありまして、お、と思ったのですが、81か国、地域の15歳の子どもたちが2022年に実施した学力到達度調査ということで、日本からは高校1年生が参加したということですが、読解力が、前回15位から3位になったと。それから、科学的応用力は5位から2位、数学的応用力は6位から5位ということで、非常にアップしているということで、文科省としては、約20年間の学力アップの取り組みが実ったと胸をなで下ろしたというふうなことでしたけれども、一方で学校現場は、学習量が増加して、いわゆる授業時数も増えた、そして子どもや教員の日々の余裕が減っている現実もあり、学校に息苦しさが漂いつつあるとの指摘が絶えないと。何かもう両面ですね。なかなかどっちを取るということではなくて、やっぱり両方とのバランスを取りながらやっていかなくちゃいけない、働き方改革、不登校の問題にしても、簡単にはいかない問題だと思いますけれども、私たちも議員の一人としてしっかり取り組んでいきたい、頑張っていきたいと思いますので、教育委員会にも、今後ともよろしくご指導、検討をお願いしたいと思います。</p> <p>これをもちまして、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	これで、13番 寺原裕明議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	<p>ここで休憩をいたします。</p> <p>10時50分から再開をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:39)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:50)</p>
議 長	12番 河内直子議員

河内議員	<p>通告に基づき、九州協同食肉株式会社の移転予定について、土地利用規制法について、そして補聴器助成制度について、3点質問します。</p> <p>まず、九州協同食肉の移転予定についてお尋ねします。</p> <p>この問題については、令和4年第4回定例会でも質問をしてきました。10月の14日土曜日に、午後2時から丸町公民館で第4回検討会があったとお聞きしています。その中でも、水害、枯渇の心配が出されていたようです。建設予定地は、町のハザードマップでも3メートルから5メートルの水没地域となっています。そこに1.5メートルから1.7メートルの盛土をした場合、行き場を失った水はどこへ行くのでしょうか。</p> <p>丸町地区では、今後、全住民に対しアンケートを実施し、方向性を出していくようです。立地の住民同意ができた場合、町は立地を推進していく立場と伺っています。実際、施設ができ、その後、水害、枯渇が起こったときに、町としてどのような対応を考えているのか、お尋ねをします。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えします。</p> <p>当該企業進出により、洪水や井戸水の枯渇が発生した場合の町の対応に関するお尋ねかと思えますけれども、そもそもそのような事態が発生するおそれがあるのであれば、町としては進出に同意しかねます。</p> <p>洪水、井戸水の枯渇につきましては、当該企業が対策すべきことであり、そのような事態に陥らないようにするため、法に基づく開発基準や過去の実績などを勘案して、福岡県とも連携を取りながら、当該企業に助言を実施しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>検討会の中で、当該事業者は、枯渇が起こったら上水に切り替えれば良いということまで言ったそうです。その辺をよく考えていただきたいと思います。住民の命、福祉、財産を守るのが行政の本来の役割です。住民に寄り添った対応を要望し、次に進みます。</p> <p>次に、土地利用規制法についてお尋ねします。</p> <p>質問の順番が替わりますが、よろしく願いいたします。</p> <p>この土地利用規制法の法律の正式名称は、重要施設周辺及び国境離島等における土地の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律です。この法律は、安全保障のためという名目で、戦争準備のために広く国民を監視し、私権を制限し、特に基地や原発などに関わる国民の監視、抗議などの行動を抑圧するためのもので、対象となるのは特別な人ではなく、誰でもが監視や規制の対象になる法律です。</p> <p>法律は、2022年9月から施行され、これまで2回の指定で、合計219か所の対象区域が指定され、監視が始まっています。第1回目の指定は2022年10月、特別注視区域29か所、注視区域29か所で、5都道府県の自衛隊基地及び国境離島、2回目は2023年6月で、特別注視区域40か所、注視区域121か所で、10都府県161か所の自衛隊基地、国境離島など、2回目の指定区域には、沖縄の自衛隊基地、鹿児島島の川内原発など、南西諸島の施設が多く含まれています。</p> <p>政府は、今年9月11日、土地利用規制法に基づく3回目の特別注視区域、注視区域の指定に向けた候補を発表しました。現在、候補の所在する地方自治体に提示し、意見聴取を行っており、11月には区域の決定を行うとしています。今回、候補とされた区域は、25都道府県の180か所で、特別注視区域、この中に太刀洗通信所が含まれています。特別注視区域46か所、注視区域134か所です。この中では、住</p>

宅密集地に隣接する自衛隊施設が数多く挙げられるとともに、6つの民間空港が含まれており、住民監視の危険が高まっています。さらに、今回、米軍基地や原発なども挙げられています。政府は、今後もさらに区域指定を拡大し、合計約600か所を指定するとしています。

この法律の概要は、次のようなものです。

①内閣総理大臣が、重要施設、すなわち自衛隊、米軍基地、海上保安庁の各施設と、原発などの生活関連施設の周囲おおむね1キロメートルと、国境にある離島を注視区域に指定し、土地、建物の利用状況を調査する。②地方自治体や各省庁に、利用者らの氏名や住所、国籍などの情報を提供させる。③必要があると認めるときは、利用者らに直接報告や資料の提供を求める。それに応じなかったり虚偽の報告をした場合は、30万円以下の罰金。④重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為や、その明らかなおそれがあると認めるときは、当該行為の用に供しないよう勧告、命令する。命令に違反した場合は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金。⑤注視区域のうち、司令部を置く基地、警戒監視、情報機能、防空機能を要する施設、離島の施設や無人の国境離島を特別注視区域に指定し、200平方メートル以上の土地、建物の所有権等を移転、設定する契約の締結には、氏名や住所、面積、利用目的等の事前届を義務づける。届け出なかったり虚偽の届けを出した場合は、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金。⑥政府は、機能を阻害する行為を防止するため、土地、建物の買い取りを提起することができる。また、重要施設などに対して、機能を阻害する行為や、機能を阻害する明らかなおそれがある場合、内閣総理大臣が利用中止の勧告、命令を行うことができるとし、命令に応じない場合、罰則を科すことができるとしています。

特別注視区域では、宅建業法にあります土地等の取引にあたっての重要事項説明義務が課せられています。また、注視区域等の指定は、地域開発、都市開発など、地域経済にも関わるもので、不動産業をはじめ各種業者の営業や住民の財産権や生活とも深い関連を持っています。

この法律の背景には、日米両政府が2015年、安政法制の制定に先立って改定に合意した日米防衛協力の指針、ガイドラインで、平時からの協力措置として、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し、並びに柔軟性及び抗堪性を向上させるため、施設、区域の共同使用を強化し、施設、区域の安全の確保にあたって協力すると明記していることがあります。

安倍政権の時代、特定秘密保護法（2013年）、共謀罪法（2017年）を強行し、国民監視体制を強め、2019年には米軍、自衛隊と周辺300メートル上空における小型無人機の飛行を禁止する、改定ドローン飛行禁止法を成立させました。そして、岸田政権が昨年12月16日に決定した安保3文書の国家安全保障戦略には、自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置を取る、原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保対策、国境離島への不法上陸事案対策等に関し、様々な対応、段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにすると記載されています。

このように、今回の法律は、戦争国家づくりに向けた日米軍事同盟強化の一環として、戦争準備のための国民監視を進めようとするものであり、安保3文書に明記されたことで、一層動きが加速されています。

今年6月の区域指定で、沖縄県内では無人の国境離島1つ、有人国境離島28のほか、自衛隊施設が8つ、海上保安庁施設が2つ指定されました。生活関連施設のうち、原子力関連施設として、鹿児島県の川内原子力発電所も指定となりました。特

	<p>に、鹿児島、奄美大島の基地をはじめとする各自衛隊基地、ミサイル配備が進む宮古島の自衛隊駐屯地、今年3月に開設された石垣島の自衛隊駐屯地、ミサイル配備が狙われる与那国島などが特別注視区域に指定されました。これは、台湾有事をああすることで、自衛隊の南西シフトを強化したことを反映しており、仮に台湾有事となれば、鹿児島から与那国島までの南西地域が最前線の戦場となることを予想していることを表しています。今後、全国の米軍基地が指定されることが予想され、一層監視が強まることが予想されます。</p> <p>沖縄では、かつて一方的に土地を奪われ、米軍基地が造られ、やむを得ず基地の周囲に住み、今日に至っているケースがたくさんあります。こうした経緯を無視して、基地から1キロメートル以内に住んでいる人を調査し、弾圧の対象にすることは認められません。また、米軍基地の周辺では、軍用機の低空飛行、爆音被害、部品落下、有機フッ素化合物の混じる泡消火剤流出、さらには米軍関係者によるレイプ事件、交通事故などの被害が日常的に起こり、基地監視や抗議などの住民運動が取り組まれています。この法律は、これらを敵視するために使われる可能性があります。基地を監視するのが住民であって、その住民を監視する法律は許されません。米軍、自衛隊基地などからの騒音や軍用機の低空飛行などによる被害は、沖縄だけでなく全国で起きており、多くの国民に関わる問題です。</p> <p>そこで、お尋ねしますが、9月11日の第6回審議会での報告通知よりも先に、候補地になる見込み等での連絡や協議があったのか。もしあったとすれば、その際に、町は政府に対して太刀洗通信所を指定するなどの意思表示をしたのか、お尋ねをします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、法律名のことでございますけれども、法律名につきましては、先ほど議員がご発言されたとおりでございますけれども、これ以降の私からの答弁につきましては、重要土地等調査法と略称で答弁をさせていただきますので、そこはご了承いただきたいと思っております。</p> <p>議員ご質問の、9月11日より前に国のほうから連絡があったのかということでございます。</p> <p>重要土地等調査法第12条第1項に基づく特別注視区域の指定案につきまして、令和5年9月11日付で内閣府より第3回目の区域指定に係る検討会が行われ、法第5条第1項に規定する注視区域の指定候補に、先ほど議員もご発言の中にございました。全国で134か所、法第12条第1項に規定する特別注視区域の指定候補に、全国で46か所、そのうちの一つに本町の太刀洗通信所が候補となる旨の通知がございました。したがって、9月11日より前に、国等から事前連絡等はあっておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>内閣府への資料提供は義務ではありません。断るべきだったと思います。</p> <p>では、次に機能阻害行為についてお尋ねします。</p> <p>機能阻害行為というのは、政府の基本方針では、重要施設に対する機能阻害行為について、次の7類形を示しています。</p> <p>一つ、自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置、自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置、施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射、施設に物理的被害をもたらすものの投射、装置を置いたものの投射、施設に対する妨害電波の発射、流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積、</p>

	<p>領海基線の近傍での土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更等。しかし、これらは例示であり、この類型に該当しない行為であっても、機能阻害行為として勧告及び命令の対象となることはあるとしています。したがって、法の拡大解釈によって住民が不当な弾圧を受けないように、大いに注意を払う必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>今、筑前町は、過去に発生した機能阻害行為としてどのような情報を持っているのか、お尋ねをします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>機能阻害行為の内容につきましては、議員ご発言のとおりでございます。</p> <p>町としましては、機能阻害行為にあたるような情報の確認はできておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>それでは、この聴取に回答するにあたり、どういった調査を行うのか。また、この調査に対し、町はどのように回答したのかも含めて、町民にはどのように公表するのか、お尋ねをします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほどお答えしましたとおり、9月11日付の通知と併せまして、議員ご質問のことに対しましての聴取がっております。これにつきましては、国が定めます基本方針によりまして、区域指定候補となっている範囲にかかる地理的情報、それから開発行為、開発行為の情報、その他区域の外縁設定等の参考となる情報の合計3つの意見聴取が求められました。</p> <p>この3点の意見聴取で求められている中の1つに、先ほど議員お尋ねの機能阻害行為も含まれております。そのことにつきましては、先ほどお答えしたとおりでございますので、そのほかにつきましては、区域線設定に係る実情と、開発行為等に関する情報をご回答しているところでもございます。</p> <p>この回答に対しましての公表についてということでございますが、法規定されておりませんので、公表予定というのは考えておりません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>先ほども触れましたが、罰則がある法律です。法律の中身を知らない住民の方が、知らずに土地、建物の所有権を移転や設定をした場合、大変なことになりかねません。少なくとも周囲1キロメートルに居住する住民に対しては、説明会を開くべきではないかと思いますが、見解をお尋ねします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、重要土地等調査法につきましては、議員が先ほどご発言のとおりでございますが、国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的に、重要施設の周辺の区域内にある土地等が重要施設の機能を阻害する行為の用に供されることを防止することを目的に制定された法律でございます。</p> <p>区域の指定につきましては、国での土地等利用状況審議会に諮られた上で、国が責任を持って行われているものであり、町として行っているものではございません。国においては、本町を含め関係自治体等から内閣府へ説明会等を求めるなどに関する意見に対しまして、法の趣旨や制度についての周知、広報が重要であるという認識の下、内閣府のホームページにおいて法律に基づく各種措置の趣旨やQ&Aなど</p>

	<p>を掲載し、情報発信を行っていること、また住民の方々、事業者の方々からの個別の問い合わせ対応として、国においてコールセンターを開設し、対応していること、あわせて関係自治体、関係業界団体等へリーフレット等の配布などの協力依頼などを行い、周知、広報の充実に努めていくことから、国としては、住民説明会の開催は考えていないとの回答でございました。このことから、町でも住民に対する説明会開催につきましては、現段階、開催する予定はございません。</p> <p>町としまして、国からの情報発信協力依頼により、国作成のリーフレット等の配置、必要に応じて内閣府の重要土地等調査法コールセンターの案内を含めて、周知、啓発等の情報発信の検討を行い、努めていきたいというふうに考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>この法律の真の狙いの一つは、戦争反対の活動を萎縮させるところにあると申し述べ、次に進みます。</p> <p>最後に、補聴器助成制度についてお尋ねをします。</p> <p>この質問は、令和元年第4回定例会でも取り上げています。前回は申し述べたと思いますが、国立研究機関の調査では、65歳以上の半数が難聴であるという推計があり、生活の質の低下につながるという実態や、難聴が認知症のリスク要因であるという指摘がありますということで、補聴器購入の助成制度の創設を求めたところ、当時の課長答弁では、国、県の負担がないため、町単独での実施は難しいとの回答でした。聴力が規定以下で、身体障がい者の認定を受けた場合、障害者総合支援法によって、補聴器購入時に補助を受けることはできますが、両耳聴力が70デシベル以上の音でないと聞きとれないなど、20デシベルの正常値に比べ、かなり高い難聴でなければ、障害認定による補聴器購入補助が受けられません。補聴器の価格は3万円ぐらいから30万円以上のものもあり、平均15万円と、価格が高過ぎます。</p> <p>身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、ある程度、高度、重度難聴の場合は、補装具支給制度により1割負担、中程度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割の方は自費で購入されています。特に低所得層の高齢者への配慮が必要ではないでしょうか。全ての高齢者へとは言いません。せめて住民税非課税世帯の高齢者への助成をお願いしたいと思いますが、見解をお尋ねします。</p>
議長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在、筑前町では、障害者総合支援法の補装具費給付制度により、補聴器購入費用の支援を行っているところです。その対象者は、今、議員が申されましたように、一定基準以上の聴覚障害のある障害手帳の交付を受けた方となっているところです。</p> <p>補聴器はそもそも、児童において、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、また高齢者においては認知症、介護予防の効果も期待できると言われているところでございます。手帳を交付されていない18歳未満の難聴のある児童で、そういった効果が期待できる場合におきましては、議員のおっしゃっていた時期と違いますが、現在においては、県の補聴器購入費助成事業を活用し、支援を町でも実施しているところでございます。一方、高齢者におきましては、現在、そういった県の助成事業もありませんで、町では、現在、支援できていない状況でございます。</p> <p>今後、近隣市町村、県内状況等を確認いたしながら、またその効果を検討しながら、財源等も十分検討しながら、実施に向けた検討を進めたいと考えているところです。</p>

	以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	<p>前向きなご回答、ありがとうございます。</p> <p>では、町長にお尋ねします。</p> <p>厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版でも、高齢者のひきこもりの原因の一つに聴力の低下を挙げて、対策を求めています。</p> <p>前回、高齢社会における聞こえのバリアフリーの重要性についての見解をお尋ねしたところ、難聴対策も重要だ、高齢化対策の一環として必要だと認識するとの答弁でした。何か対策は考えておられるのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>高齢社会、介護保険の視点からも、必要だと考えております。議員と私も介護保険の委員をしております。その中で、インセンティブ導入事業というのがございます。そういった事業の中で、難聴対策ができるのではなかろうかという見解もいただいておりますので、ただこれは今が8期でありまして、9期に来年度から移行いたします。その中でも、ぜひこの事業が対象となるような支援事業を介護保険の中でも取り組んでいただきたいと。介護保険であればそういった支援が受けられますので、その事業を受けられれば、ぜひ実施したいと、そのように考えます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>お隣の大刀洗町では、補助は1万円と少額ですが、町民の皆さんには大変好評ということです。人生を豊かに過ごすため、補聴器の普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると申し述べ、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	<p>これで本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>本日はこれにて散会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 2 1)</p>